

ゴラン高原国際平和協力業務実施計画

1 基本方針

1948年のイスラエル国建国以来、4次にわたる中東戦争を経て続いていたイスラエル国とシリア・アラブ共和国（以下「両国」という。）との間の紛争については、1974年5月に両国間で兵力引き離し協定が締結された。これを受けて、国際連合の安全保障理事会決議第350号に基づき、国際連合平和維持活動として、シリア・アラブ共和国南西部のゴラン高原地域における両国間の停戦監視及び両軍の兵力引き離し等に関する合意の履行状況の監視を任務とする国際連合兵力引き離し監視隊（以下「UNDOF」という。）が設立され、同年6月より活動している。

このうち、司令部業務分野及びUNDOFの活動に必要な食料品等の日常生活物資等の輸送等の後方支援分野への要員の派遣について、国際連合から我が国に対し要請があり、我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合による国際の平和と安定のための努力に協力し、なし得る最大限の人的な貢献を積極的に果たしていくため、これらの要請に応分の貢献を行うこととする。このため、ゴラン高原国際平和協力隊を設置することとし、これに司令部業務分野及び我が国のUNDOFに対する協力を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務を行わしめるとともに、自衛隊の部隊等により、食料品等の日常生活物資等の輸送等の後方支援分野における国際平和協力業務を実施することとする。

なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）第3条第1号に規定

する武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意、受入れ国及び紛争当事者の国際連合平和維持活動への同意並びに当該活動の中立性という点に関しては、現状においては、UNDOFについてそれぞれが満たされており、また、国際平和協力法第6条第1項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての紛争当事者及び受入れ国の同意も得られている。

2 ゴラン高原国際平和協力業務の実施に関する事項

(1) 国際平和協力業務の種類及び内容

ア 次に掲げる業務であって、UNDOF司令部において自衛隊の部隊等以外の者が行うもの

(ア) 国際平和協力法第3条第3号イからへまで及びタに掲げる業務並びに同号レに掲げる業務としてゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成7年政令第421号。以下「設置等政令」という。）第2条各号に掲げる業務のうち、これらの業務に関する広報及び予算の作成に係る国際平和協力業務

(イ) 国際平和協力法第3条第3号タに掲げる業務に関する企画及び調整並びに同号レに掲げる業務として設置等政令第2条第1号（防火及び消火に関する企画及び調整に係る部分に限る。）、第3号及び第4号に掲げる業務に係る国際平和協力業務

イ ア（ア）及び（イ）、ウ並びにエに掲げる業務のうち、派遣先国政府その他の関係機関とこれらの業務に従事するゴラン高原国際平和協力隊又は自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係る国際平和協力業務であって、自衛隊の部隊等以外の者が行うもの

ウ 国際平和協力法第3条第3号タに掲げる業務のうち輸送、保管、

建設並びに機械器具の検査及び修理に係る国際平和協力業務

エ 国際平和協力法第3条第3号レに掲げる業務として設置等政令第2条第1号及び第2号に掲げる業務に係る国際平和協力業務

アからエまでに掲げる業務は、国際平和協力法第2条第2項の規定の趣旨を損なわない範囲内において行う。

(2) 派遣先国

イスラエル国、シリア・アラブ共和国及びレバノン共和国とする。

ただし、インド、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、モルディブ、英国（ディエゴ・ガルシア島）、アラブ首長国連邦、オマーン、サウジアラビア、ウガンダ、エジプト、ケニア、ジブチ、セーシェル及び南スーダンにおいて、(1)ウ及びエに掲げる業務のうち附帯する業務としての物資の補給並びに(1)ウに掲げる業務のうち輸送の業務を行うことができる。

(3) 国際平和協力業務を行うべき期間

平成8年1月15日から平成25年3月31日までの間

(4) ゴラン高原国際平和協力隊の規模及び構成並びに装備

ア 規模及び構成

(ア) (1)アに掲げる業務に従事する者

自衛官 3名（ただし、人員の交替を行う場合は6名）

(イ) (1)イに掲げる業務に従事する者

(1)イに掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者 6名（ただし、人員の交替を行う場合は12名）

(ウ) (1)ウ及びエに掲げる業務に従事することとなった結果、国際平

和協力法第13条第2項の規定により、国際平和協力法第4条第2項第3号に掲げる事務に従事する者

(5)イ(ア)に掲げる部隊に所属する自衛隊員

イ 装備

(ア) 武器

(1)アに掲げる業務に従事する者について、9mm拳銃3丁(装備の交換を行う場合は、当該交換に必要な数を加えることができる。)

(イ) 車両

乗用車1両(装備の交換を行う場合は、当該交換に必要な数を加えることができる。)

(ウ) その他

ゴラン高原国際平和協力隊の隊員の健康及び安全の確保並びに(1)ア及びイに掲げる業務に必要な個人用装備((ア)に掲げるものを除く。)

(5) 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務に関する事項

ア 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務の種類及び内容

(1)ウ及びエに掲げる業務

イ 国際平和協力業務を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備

(ア) 規模及び構成

① (1)ウ及びエに掲げる業務を行うための陸上自衛隊の部隊(人員44名。ただし、人員の交替を行う場合は88名)

② ①に掲げる陸上自衛隊の部隊のための物資の補給及び(1)ウに掲げる業務のうち輸送の業務を輸送機(C-130H)及び多用途支援機(U-4)により行うための航空自衛隊の部隊(人

員 80 名)

(イ) 装備

① 武器

9 mm 拳銃 10 丁、89 式 5.56 mm 小銃 32 丁及び 5.56 mm 機関銃 M I N I M I 2 丁（装備の交換を行う場合は、当該交換に必要な数を加えることができる。）

② 車両

バス、トラック等 12 両（装備の交換を行う場合は、当該交換に必要な数を加えることができる。）

③ 航空機

輸送機（C-130H）2 機及び多用途支援機（U-4）
2 機

④ その他

自衛隊員の健康及び安全の確保並びに(1)ウ及びエに掲げる業務に必要な装備（①から③までに掲げるものを除く。）

(6) 関係行政機関の協力に関する重要事項

ア 関係行政機関の長は、国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）から、(1)ア及びイに掲げる業務を実施するため必要な技術、能力等を有する職員をゴラン高原国際平和協力隊に派遣するよう要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該職員をゴラン高原国際平和協力隊に派遣するものとする。

イ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

ウ 関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、本部長の定めるところにより行われる研修のため必要な協力を

行うものとする。

エ 関係行政機関の長は、本部長から、その所管に属する物品の管理
換えその他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生
じない限度において、当該協力を行うものとする。

(7) その他国際平和協力業務の実施に関する重要事項

本部長は、国際平和協力業務の実施に当たり、必要があると認める
ときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け
又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。